

## 第 32 回大阪市市民活動推進審議会議事録

1 日 時 平成 30 年 3 月 1 日（木）午後 3 時 00 分～午後 4 時 15 分

2 場 所 大阪市役所 地下 1 階 第 11 共通会議室

3 出席者

《審議会委員》

生田委員、川口委員、古崎委員、豊嶋委員、永井委員、中川委員、  
新川委員、久木委員、堀野委員、前川委員、増田委員

(50 音順)

《大阪市》

藤井市民局区政支援室長、橋本市民局区政支援室地域力担当部長、  
出水市民局区政支援室地域政策担当課長、  
渡邊市民局区政支援室連携促進担当課長、  
岩永市民局区政支援室地域政策担当課長代理

4 議 題

(1) みんなでつくる豊かな地域社会に向けて（案）について

(2) その他

○岩永課長代理

それでは定刻になりましたので大阪市市民活動推進審議会を開催させていただきます。

審議に入ってくださいまでの間、進行を務めさせていただきます、地域政策担当課長代理の岩永でございます。どうぞよろしくお願い致します。

開会に先立ちまして、当審議会 11 名の定数のうち、本日 11 名の委員にご出席賜っております。委員の過半数以上の出席がありますので、大阪市市民活動推進審議会規則第 5 条第 2 項により、本会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、本会は行政運営の透明性の向上などを目的に、公開により運営することとしております。本会議の議事録は公開することとしております議事録作成のために録音させていただいておりますので、ご承知くださいますようお願い致します。

それではお手元に配布しております、資料につきまして確認をさせていただきます。不備等ございましたら挙手お願い致します。

資料 1「多様な主体の協働に向けた提言（案）の概要版（案）」。資料 2「多様な主体の協働に向けた提言（案）」。資料 3「多様な主体の協働に向けた提言（案）参考資料」。資料 4「地域課題の解決に向けた協働型事業委託のガイドライン」。最後に参考資料としてピンク色のファイルをお配りしております。ございますでしょうか。

ではこれよりは新川会長の進行により審議をお願いしてまいります。よろしくお願い致します。

○新川会長

改めまして、本日は皆様ご苦勞様でございます。いよいよ、私どもの議論も大詰めになってまいりました。それでは、本日の議題、お手元の議題に従いまして、早速進めて参りたいというふうに思います。

今日の議題、二つ挙がっております。一つは、これまでご審議をいただきました、提言に向けての案、これを確定させて提言をさせていただきたいということでございます。

それからもう一つ、その他、地域課題の解決に向けた協働型事業委託についてという議題が挙がっております。事業委託のスキームについての若干の変更、ご説明等々があるというふうに聞いております。

大変恐縮ですが、本審議会、最後ということもありますので、一番目の、議題の(1)の方を最後にやって、本審議会の花道にしたいというふうに思っておりますので、その他の議題の方を先に済ませさせていただきたいというふうに思いますのでよろしくお願い致します。

それでは、その他案件につきまして、協働型事業委託についてのご説明、事務局の方からよろしくお願い致します。

#### ○岩永課長代理

地域課題解決に向けた協働型事業委託について、本審議会にご依頼したいことがございましてご説明をさせていただきます。

資料4の協働型事業委託のガイドラインをご覧ください。このガイドラインを策定しました経過ですが、大阪市では平成24年7月に策定した市政改革プランの中で、多様な主体の協働、マルチパートナーシップの推進を掲げております。これを踏まえて、協働にはいろいろな形があると思いますが、中でも委託という形態の中で協働事業を行う際の手引書として平成25年3月に、この協働型事業委託のガイドランを策定しました。

様々な公共の分野を担う主体との間で、協働関係を保ちながら、適正かつ公正な手続きの元で事業遂行を推進するための手引書となっております。

資料の最終ページに策定経過がございます。ガイドラインを策定するときには社会的ビジネス事業委託化に向けた検討会議という外部有識者会議を設けてご意見、ご助言をいただいております。

また、ガイドランを策定した後には、協働型事業委託に関する第三者会議という外部有識者会議を設置して、ガイドラインに沿った取組を進めるためにご意見ご助言をいただいております。この第三者会議には、当審議会の委員の方からも2名ご選出いただいて就任いただいており、本審議会にもご協力いただいていたところでございます。

しかしながら、この間、3年間に渡りまして第三者会議は開催されておらず、その開催頻度から見ても会議を常設で設置しておくべきかどうかといった会議のあり方について見直す必要がありまして、また、会議のあり方を検討する際には協働型事業委託の進め方についても併せて検討をしていく必要があると考えております。

そこで、会議の常設置を一旦取りやめることとさせていただき、市民活動の推進に関する事項について調査審議をお願いしております本審議会に、今後は、協働型事業委託の取組に関してご意見、ご助言をいただきたいと考え、お引き受けいただきたいというのがご依頼でござ

います。

ご意見、ご助言をお願いしたい内容というのが、具体的にはどういったことかといいますと、ガイドラインの10ページをご覧ください。

二つ目の段落に、専門的な第三者会議の開催としまして、協働事業の選定にあたり、より協働による効果を高めるための公正・公平な審議を行うとともに、協働事業の実行において疑義が生じた場合の助言・指導を行うために開催するとしております。

その下の、役割としまして事業選定時における協働効果の見込み方、必要性など協働型としての発注の妥当性について審査、指導をいただくこと、また、事業実施において、協働の視点から疑義が生じた際に、公正・公平な立場で委託・受託者の意見を聴取・助言することとしております。こちらの役割を、本審議会をお願いしたいと考えております。

11ページをご覧くださいますと、こちらは、協働型事業委託の流れとなっております。大まかに言いますと、上の箱の協働事業の選定として、こちらで協働で取り組む事業や課題を決めまして、下の箱の選定会議の準備から始まるプロポーザルの中で市民活動団体や企業などから企画提案を募集しまして、協働相手と委託契約を結んで、事業を実施していくという流れとなっております。

まず協働事業の選定となっておりますが、具体的には、行政が実施してきた事業や、またこれから実施する事業のうち、協働で取り組むことでより効果が上がると思われる事業や社会課題を選定することになります。本審議会をお願いしたいと考えておりますのは、この協働事業を選定する際の効果の見込み方や協働型として発注する妥当性についてのご助言をいただきたいということになります。

また、こちらの会議は、事業を実施する部署から、たとえば区役所などになるんですけども、事業を実施する部署からの依頼を受けて行うもので、冒頭に申し上げましたとおり、この間3年ほど開かれていない状況となっております。

そこでこの開催状況も踏まえまして、協働型事業委託の進め方についても、蓄積された事例などを見ながら見直す際、また、ガイドラインを見直す際にもご助言をいただければと考えております。簡単ではございますが説明は以上になります。ご検討をお願い致します。

#### ○新川会長

はい、どうもありがとうございました。

ただいまご説明いただきましたように、本市で進めておられます、地域課題解決にむけた協働型事業委託に関しまして、この事業委託をより良く進めていくために、本当の意味での協働型にしていくために、第三者機関によります助言、あるいは調整といったようなことが、これまで、仕組みとしてはいろいろされてきたということでございました。

その役割というのが、現実には件数としては少なく、この何年間には休眠状態ということもご報告いただきました。

そこで、この機関の役割を当審議会に担ってもらえないだろうかということ。そして、同時に、当審議会には、この協働型事業委託について、そのあり方等々についても、今後検討していただくような機会も持っていただけないかということで、ご説明をいただきました。

各委員から、こうした業務を当審議会で吸収する、まあ、これまでも、私どもから委員を打診して、この事業委託の第三者機関に委員を選出するということをしてきたわけでありまして、けれども、この当審議会そのものがこの第三者機関になっていくということにつきまして、何かご意見あるいはご質問などございましたらいただいで参ればと思います。よろしくお願ひ致します。

○古崎委員

3年間、第三者会議の開催が無かったとお聞きしたんですけど、その間にいわゆる協働型事業委託自体の実施はあったんですか。

○岩永課長代理

実績の方はございまして、平成24年から28年の間で各区において約50事例ほど実施されております。

○古崎委員

協働型の事業が実施されていたにもかかわらず、第三者会議が実施されていなかった理由は为什么呢。

○岩永課長代理

実は、そのあたりもあり方の検討の中で検証したいと思っているんですけども。平成25年にガイドラインを作りまして、当初、平成26年度には開催をしており、それきり開催が無い状況です。理由についても検証しないとイケないと思っています。

○藤井室長

ちょっとよろしいでしょうか。

○新川会長

はいどうぞ。

○藤井室長

ひとつには、必要なときに助言をいただくという位置づけでしたので、必須とはなっていないという仕組みそのものことがあります。また、協働型事業もいろいろなタイプのものが出てきたということもあるんですが、やはり1つの区でやったものが、ほかの区で似たような形で展開されますと、この事例に基づいて実施していくということになりますので、特段、第三者会議に問ひかける必要が無かったというのもあります。

今、担当が申しましたように、私ども自身が持っておりました、助言や指導をしていただく視点というのが十分ではなかったのかもしれないので、もう少しうまく活用していただいで、もっと新たな取組が出来るようにしていくという視点も必要だと思ひます。これを作った段階

と今とで協働型事業を取り巻く環境も変わっており、現在は非常にパートナーも増えてきておりますし、もう少し根本も含めて我々ももう一度検討して、そこも含めて審議会の皆さんと一度議論させていただいたうえで、必要であれば、もう一度第三者会議をたてていくことも考えたいと思っております。現状、第三者会議委員をお願いしながら実施していないというのも失礼な話でございますので、当面は、審議会の方で一旦預かっていただいて、その状況を見つつ判断をしていきたいというのが実は私どもの本音でございます。

○古崎委員

状況については良くわかりました。ありがとうございます。

○新川会長

はい、その他いかがでしょうか。どうぞ、川口委員。

○川口委員

すみません。どんな協働型事業委託があったのかという具体例が知りたいなと思ったのですが、

○新川会長

それじゃ、事務局から典型的な例をお願いします。

○岩永課長代理

例えば、公園の清掃と地域の見守りを兼ねたような事業があります。地域の方が直接関わっておられるほうが、公園の安全面などにより影響があり、事業としての効果が上がりますので、協働で実施しています。あと、広報誌の配布事業として、こちらの方も、配布を住民の方がされることで、一戸一戸の見守りにもつながるといった事例がございます。

○新川会長

広報誌の配布は、協働型事業委託でやっているのですか。

○渡邊課長

はい。ポスティング事業者（民間企業）に委託している例があったんですけれども、それに協働という視点をとりいれて、地域の課題解決というのを担い手の皆さんに担っていただきながら、ポスティングのお仕事も一緒にやっていくような複合的な事業を組み立ててもらって提案してもらい、その取組を委託するという手順になっています。例えば単に事業者にポスティングをお願いするだけでなく事業を再構築するという形の取組を、協働型事業委託としていろんな分野で進めていきたいと考えていて、解決策の提案を求めていくというようなことも含めてやろうとしております。最初は難しいなということで、第三者会議に意見を求めながらやりはじめたという経過があります。

ただ、ひとつのケースが出来てきますと、ある程度、こういうケースならうちもできるよねということで、第三者会議にかけなくても出来るケースが出てきたということで、相談件数が減っていったというのが背景にはございます。

○新川会長

よろしいでしょうか。

○川口委員

いいですか。

○新川会長

はいどうぞ。

○川口委員

その公園の清掃とかを、例えば地域活動協議会が提案されるとか、審議会委員のメンバーと、提案者、事業者とが被ってしまう場合ってどうされていくのかなあと思ったんですけども。

○藤井室長

審議会委員のメンバーの方が、提案者、協働相手方に想定されるということですよ。

○川口委員

そうそう。

○新川会長

審議会委員が提案者になっている案件が、相談事例で挙がってきたときにどうするかとか、助言が出来るかということですね。まあ、その場合は席を外してもらえばいいだけのことなので、あんまり問題は無いかと思えますけど。

○川口委員

なるほど。

○中川委員

ひとつだけ、聞いていいですか。

○新川会長

はいどうぞ。中川委員。

○中川委員

前も聞いたかわかりませんが、もう一回確認させてください。ここに書かれている協働型事業委託というのあれば、同じものかわかりませんが、区の判断でできるものもあつたり、パイロット事業とかいうのもあつたと思うんですが、それはどう違うんでしょうか。

○新川会長

はい、事務局、もしおわかりになるようであれば。

○岩永課長代理

仕組みとしては一緒だと思っています。

パイロット事業という事業名称で実施するか、協働型事業委託という名称で実施するかの違いで、協働型で委託事業を行うという趣旨としては同じだと思います。

○藤井室長

少しよろしいですか。これにつきましては、地域活動協議会やNPOといった協働相手と実際に協議しながら進めていくという点において同じと考えています。

一般的な委託では、行政が事前にとり組内容である仕様書をすべて決めてから業者に委託するというのが普通ですが、いわゆる協働の取組として、相手方のご意向、こんなことなら出来るというご意向も聴きつつ実現していくためには、一般的な委託契約の手順と一線を画す必要があるので、事前に相手方のご意向を聴くという手順が不正とならないような仕組みというのがどうしても必要でしたので、そこを仕組みのひとつとして整理しています。けれども、例えば、あらかじめ一般的な情報収集としていろんなお話をされる中で仕様書を固めて委託するというのも、協働型とはいえないまでも、事実上は協働型に近いのかなとも思います。

ガイドラインは、あくまでも、事前に協議をする仕組みを公に保障するためのひとつの形だったということでご理解いただけたらと思います。

○久木委員

これ、市民局や区でやる事業だけが当てはまりますか。

例えば、環境局がやっているコミュニティ回収ですとか、そうした事業はどうなるのかということと。

あと、もうひとつはですね。例えば、各区がやっているコミュニティ事業ってありますよね。こういうコミュニティ事業をプロポーザルでボンとやっちゃって、全然わかっていないところが受託してもいいのかとかですね、いろいろ難しい問題もあると思うんですけど。そういうことも全部、この審議会で審議するっていうのは、ちょっと重たくないですかね。

○岩永課長代理

まず一つ目のご質問、局が行うこういった形態の事業も、このガイドラインの範疇、協働型事業委託に入ります。

二つ目の、コミュニティ事業を委託、若しくは協働型事業委託で行うかどうかといった、各

区のコミュニティ事業の実施手法のようなものについては、このガイドラインの中でというよりは、個々の事業のことになり、事業を実施する部署、各区のご判断になるかなあとと思います。

○新川会長

あくまでもこのガイドラインは、委託に関わる事業で、これを協働型で進めるときに、このガイドラインにしたがって実施し、その中で、もし、疑問が生じたときにどうするのかと、その範囲に限られますので、一般的なコミュニティ事業のあり方についてはあたりません。

○久木委員

コミュニティ事業も委託事業では。

○新川会長

委託事業について、それが協働事業として組み立てられるときにこのガイドラインが該当するということになります。

協働事業になってなければここに入っていないということになります。

さて、どうでしょうか。

○岩永課長代理

おっしゃるとおりです。その事業をどういう形態でやるかというところは、それぞれの事業所管が決めることになります。ただ、久木委員がおっしゃるように、コミュニティ事業はかなりの確率で協働で進められている場合が多いと思いますので、その範囲でご相談があった場合はこちらの範疇になります。ただ、その場合であっても、先ほど申し上げたような協働の必要性の部分とか、協働の効果の見込み方についてとか、そういった視点のご相談になりますので、そもそもの事業構築へのご相談とか、そういったことではありませんので。

○新川会長

極々限定的なあの、契約に関わるところが中心になる議論ということになろうかと思えます。どうぞ。はい。

○豊嶋委員

その協働型っていうのは、審議会にかけて、良いでしょうということで、始まりますとするでしょ。

その場合に、その事業はもう継続的に、ずっと継続的に協働型事業になるんでしょうか。それとも例えばNPO法人が、プロポーザルしてこられて、最初は協働型事業であってもそこが、独り立ちできるぐらいのベースが固まったところで協働型が離れてしまうのか、そういうしっかりしたルールみたいなものがあるんでしょうか。



○新川会長

はい、事務局お願いします。

○岩永課長代理

しっかりしたルールは無いです。ひとつの理想みたいなことで言いますと、その取組を自立的にできるような状況になってきたのであれば、自立的にやっていただくのもひとつの理想ですし、また、一緒に取り組んでいくほうが効果的なものであれば、一緒にやっていくってこともあります。でも、場合によっては、一緒に取り組んでいただける方がいらっしゃらない場合、こちらが募集しましても手があがらない場合もありまして、そういったときは協働型事業は実現しませんし、一度受けていただいた団体もずっと受けていただけるとも限りません。ですので、こうと決まったルールがあるわけではないというのが現状です。

○新川会長

はいどうぞ。

○豊嶋委員

ということは、事業者がずっと協働でしていきたいということを希望すればそれはもうずっと継続されるということでしょうか。

○新川会長

それは、双方の意思が合致しないと。

要するに市の方がそう考え、そしてNPOの方がそう考え、というのが一致しないと続かないということですので、それも契約ですので、一定期間、一年なら一年という期間で契約をしますから、その間が終わればまた改めてどうしましょうかねっていうご相談をするということになると思います。

○豊嶋委員

わかりました。

○新川会長

その他いかがでしょうか。はいどうぞ、古崎委員。

○古崎委員

今、だいぶ仕組みがよくわかって、よくよく理解できてよかったのですが、実際これからの議題、こちらの審議会に依頼されたいと思っていることの再確認なんですが、今まで第三者会議による助言があまり必要は無かったから、常設でなくても必要であったときお願いしますねというような意味合いに加えて、先ほど何度かやり取りがあったように、そもそもこの協働型事業委託のやり方や仕組みとか、どういうときに第三者会議に相談するのか、今皆さんが議論

されたようなことですが、だいぶ昔に議論されたので、もう一度仕組み自体をちゃんと議論しなおしたいということも含めてこちらの審議会で、今後議論していきたいという両方という理解でよろしいですか。

○岩永課長代理

はい、おっしゃるとおりです。

○新川会長

そこは少し私たちの負担になるところだと思います。

はいどうぞ。

○生田委員

基本的にはこの事業を拡大したほうが望ましいというような考え方だと思うんですけど、拡大していきつつ、この数年来ずっと受託されている地域団体の事業の検証がいると思います。あと、受託するのが上手い地域といいますか、一部の地域は盛り上がっているけれど、他の地域は関心が無いという話も聞いてますので、そのあたりを広げていくというのがこの審議会にも内容にもマッチするかなと思ってます。

○新川会長

ありがとうございました。ぜひそういう方向で、また議論が出来ればと思います。

その他、いかがでしょうか。

○前川委員

すみません。少し、基本的な質問をさせて頂いて宜しいでしょうか？

○新川会長

はい、どうぞ。

○前川委員

この事業委託というのは市から、民間に委託するっていう形になるわけですね。

フィジビリティスタディ等、事業の実行可能性の検証とかはなされるものなののでしょうか？

○新川会長

事前に市とそれからそれをお受けになる、あるいは提案をされる市民、あるいはその団体の方が、あらかじめ検討されるというのが前提になります。

○前川委員

ですから、その事業の可能性をここで審議、議論するわけではなく、委託の妥当性というイメージでよろしいでしょうか。

○新川会長

はい、そうです。

それはあくまでも、市と事業者の方との間の議論ですので、私どもは、そこで何かトラブルった時の相談相手というふうに考えていただくといいかと思えます。

○前川委員

わかりました。

○新川会長

はいどうぞ、永井委員。

○永井会長代理

質問ですけれども、今、このガイドラインがあって、見直してほしいなあという声がかかるとか、あるいは見直したほうがいいなあと思っていることがあるとか、なんかそういうものが既にキャッチできておられるのであれば、ちょっと聞いておけたらいいなあと思えます。疑義が生じた場合とか、公正・公平な立場で意見を聴取するという、この二つ目の役割のですね、そういう案件が、あったのかどうかということ。無かったから会議が開かれなかったということですけど、ストレスみたいなことが実際にはあって、ただ、第三者会議開くまでもなかったというようなことが、もしおありでしたら知っておきたいと。

○岩永課長代理

まず、改定したほうがという声が上がっているかと言うと、実はそんな上がっているものもなく、どちらかというに使ってもらいたい、取組を進めてほしいというほうになると思えます。

どこを改定するかといいますと、先ほど新川会長がおっしゃられたように事例が蓄積されてきていますので、そこから、共通するやり方だったり、こうしたらうまくいったというようなことを、もう少し盛り込めたらいいのかなというのが、改定するとしたらそのあたりがポイントなのかなあと思っています。

次に、疑義が生じた際ですが、実際には、特にこの点で相談があったことはありません。また、策定時にも、疑義が生じた際にお入りいただくのはなかなか難しいと思うがどうなんだろうという議論をしながらも、役割に入ったように記憶してしまっていて、あり方を見直す際には、そのあたりも見直すといいのかなと思えます。

○永井会長代理

ありがとうございます。

○新川会長

その他いかがでしょうか。

特によろしければ、当審議会として、ご依頼にありました、この協働型事業委託の第三者機関の役割というのを当面お引き受けし、またこの協働型事業委託のあり方についての議論についても併せて、今後、また改めて事務局の方からご相談あると思いますが、私どもとしても検討をすることになる可能性があるということで、ご了解をいただけますでしょうか。

はい。ありがとうございます。

それでは、本件につきましては、当審議会で、第三者機関の役割、若干、拡大版ということになるかもしれませんが、当面お引き受けをすることで進めさせていただきたいと思います。

それでは、議題の(2)の方を先に終わらせていただきましたので、一番目「みんなでつくる豊かな地域社会に向けて」、この案が出てございます。こちらの方に進んでまいりたいというふうに思います。

まずこの間、意見募集のパブリックコメントですが、これをやっていただきました。その結果報告それから提言案の内容、修正文等を含めまして、永井部会長からご報告をお願いしたいと思います。

○永井会長代理

はい。ではご報告、ご説明致します。

まず意見募集の件からの報告です。平成29年12月15日の金曜日から平成30年1月22日の月曜日までの約5週間、年末年始は挟みますけれども、約5週間、郵便、ファックス、メールによる意見募集を行いました。ご意見はありませんでした。

ただ、お問い合わせですね、電話によるお問い合わせは何件かありましたということで、電話ではご説明を事務局よりいただいたんですかね。

○岩永課長代理

はい。

○永井会長代理

お問い合わせに関しては回答ということをさせていただきました。

ご意見が無かったということですので、意見募集をするときに公表した内容で策定していくということになるかと思えます。

お手元にある提言の変更点についてなのですけれども、元々意見を募集した時には素案とさせていただきます。資料2のところですね。こちらの提言素案を、今日の審議会の資料として提言案に変更しております。お手元の資料2のほうの表紙ですね。そして、内容の変更点としましては、ご意見等ありませんでしたので基本はそのままなんです。提言の一番後ろのページをおめくりください。提言の最後に、策定の経過と、委員名簿を追加しております。

委員名簿は、現在の審議会の名簿になってございます。策定の経過、平成28年6月17日第

27回の審議会からずっと、本日が3月1日で第32回の審議会と、これだけの議論を重ねてきました。

○新川会長

すごいですね。

○永井会長代理

はい。ついに、素案が案になったということで、ご報告に変えさせていただきます。

○新川会長

はい、ありがとうございます。

前回ご審議をいただいてそのあとパブリックコメントをお願いしたんですが、特にご意見も無かったということで、前回お認めをいただいた案を、本日、ご提案をさせていただいてございます。

資料2、資料3となつてございますけれども、これにつきましてご意見をいただいて、今日いよいよ、私どもの提言ということで取りまとめたいというふうに思っております。今からあれもこれもと言われても困るところもあるのですが、各委員からもし何かご意見などございましたらいただければと思います。よろしくお願いします。

まずはそれではしっかりやっていっていただこうと、そんなところでよろしいでしょうか。

この修正は、なかなかこの段階では言い出しにくいと思いますので、まずは、提言と致しましては、この案をとらせていただくということで、皆様方、ご了解をいただけますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、本提言案をもちまして、私どもの提言とさせていただきたいというふうに思います。

それでは、大変恐縮ですがこの提言の添え文を用意させていただいています。

○新川会長

はい、提言を早速させていただきたいというふうに思います。

それでは、大阪市市民活動推進審議会からの提言をさせていただきます。

大阪市長様、大阪市市民活動推進審議会会長新川達郎

提言「みんなでつくる豊かな地域社会に向けて」について、本審議会において、大阪市の地域活動協議会の活動の現状を踏まえ、地域団体をはじめとする多様な活動主体が互いに補完しながら協働して課題の解決に取り組む、そうした地域社会づくりに向けて大阪府が取り組むべき方策について審議を行って参りました。その内容を、ここに提言をさせていただきます。この提言を踏まえて、本当に大阪に豊かな地域社会が開かれるようしっかりと取り組んでいただければというふうに思っております。よろしくお願い致します。

○藤井室長

ありがとうございます。頂戴致します。

皆様、確かに、ただいま提言を頂戴致しました。この2年間、熱心なご議論いただきましてありがとうございました。

今回の提言は、大阪市の施策へ反映していくというのがもちろん目的でございますが、今回につきましてはそれだけに留まらずに、チェックシートですとか、逆引きの目次だとか、事例だとかを集めていただきまして、もうすぐでも地域で活動をしている皆様、あるいはその支援されている皆様が使っていただきやすいものにしていただいたと、ほんとに意義のあることであったというふうに思っております。

今後の取り扱いでございますが、本日提言をいただいたということ、この会議の終了後、早速に報道発表、そしてまた、大阪市のホームページでもアップして参りたいと思いますし、今、地域のことにつきましては区長が取り扱っておりますので、仕組みなどを反映していくものにつきましては、24区の区長がすべて集まります区長会議に報告をしまして、何らかの仕組みづくりに活かしていきたいと思っております。ちょうど今、市政改革プランで、それこそ担い手づくり、あるいは地域の皆様が活動していただきやすい環境づくりということも進めておりますので、それぞれの区におきましても、早速にこれを拝見させていただいて、各区で独自に取り入れられるものはすぐに取り入れていくということで反映をして参りたいと思っております。

また、先ほども言いましたように、地域の方々や、支援者の方々にも、やはり知っていただきたいと思っておりますので、市のホームページにもあげますけれども、市民活動総合ポータルサイトからもリンクを致しまして、広く皆様に見ていただける形を取っていきたいと思っております。ちなみにですけど、お願いがございますが、提言の事例の中にも入れていただいた市民活動総合ポータルサイトですが、私どもとしましても地域、大阪の地域活動のいわば情報の集積場所にしたいというふうに考えておりますが、ただ残念ながらまだまだの認知度で、これ使えるという形までは至ってないと思っております。そこで、この提言もそこから見る事が出来ますので、是非、皆様方、周りの方々に、ここに載ってるよ、これを活用してねということでご紹介を賜ればとても幸いですと思っております。ほんとうにありがとうございました。少し早いんですけども、この2年間、この提言の結実をもちまして、一旦、現審議会の委員の皆様は、退任となられます。継続いただく委員もおられますが、いずれも、大阪市も含めまして様々な場所で活動を続けていかれる方々ですので、引き続きの市民局へのご支援、区役所へのご支援、大阪市へのとりわけ市民活動に関するご支援・ご助力を引き続き頂戴を致しましたら幸いですと思っております。ほんとうにありがとうございました。これからもよろしくお願いを申し上げます。

○新川会長

私どものこの提言が、これからの大阪市の市民活動の更なる大きな発展に繋がっていけばというふうに願っておりますし、それがここに関わってきました皆さん方の共通の願いということで、大阪市におかれましてもしっかりと受け取っていただきたいですし、さらには、市民の皆様方、すべての方々に、この提言というのを是非ご理解をいただいて、その一部分でも構わないので、共にその必要性を感じ、共に取り組んでいただく、そんなちょっとした活動だけで

も広まっていけばいいなというふうに願っております。

それも含めて大阪市におかれましては、この提言、それを実行に移すところで本当に幅広く市民の皆様方含めて、みんなで一緒に進めていく、そんなお気持ちで、また、そんな方策を考えていただければというふうに願っております。よろしくお願い致します。

それでは、提言は差し上げましたけれども、今後のこの提言のPR等々含めて、ここですっきり見守っていただきたいなど意見をいただきました。私どもの役割は、この提言をさせていただくということで終わるのですけれども、今日は、この2年間の任期の終わりを迎えるということで、一区切りということになります。この提言をここまでまとめあげてきたということについて、本当に部会の委員の皆様には散々お世話になりました。また、他の委員の皆様方にも、この審議会の場で本当に熱心にご議論いただきまして、厚く御礼申し上げなければならないかと思っております。この間、どんな思いで取り組んでこられたというところがあるかと思いません。本日提言に何とかこぎつけたということではございますけれども、この提言に添えて皆様方のお気持ちを、大阪市、あるいは市民の皆様方に、是非伝えておきたい、こんなことを言っておきたい、また、盛り込みきれなかった案や、あるいはもう少し広げてほしかった、いろんなところが皆様方それぞれおありかと思えます。

最後にあたりまして是非、今後のこの提言の内容に関する皆様方のお考えやご意見、また、これを進めていくにあたっての様々なご提案、この審議会が終わるにあたりまして最後に一言ご感想などでも結構だと思います。自由にお話をいただければなあというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思えます。どなたからでも結構ですが、出来れば全委員の皆さんに一言いただきたいなというふうには思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

なければあいうえお順でいきますよ。よろしいですか。それでは、生田先生から願います。

#### ○生田委員

はい、2年弱ありがとうございました。今回、地域活動協議会他、いろんな地域活動のことを、深く掘り下げて勉強させていただきました。

最初の方でお聞きした言葉で、コレクティブインパクトですか、川口委員がおっしゃったと思うんですけど、海外の事例を含めて面白いなと思ひまして、いろいろ調べてみますとアメリカで、例えば地域の健康問題に対してコレクティブインパクトを、まさにマルチパートナーシップで連携をして取り組んで結果を出した、あるいは地域の教育の問題に関して結果を出したというのを見つかりまして、大阪市でも、例えば教育の問題や学習支援など行われていると思ひますし、健康に関して地域のみならず取り組むというのもあまり多くはないかもしれないですけど多少あると思ひます。それをさらにどう広げていくか、本当に地域の住民のみならず健康問題、教育の問題、あるいは防災の問題なども含めて、取り組んでいけるような方向にもっと拡大していければ、ほんとのコレクティブインパクトとかマルチパートナーシップが出来るのかなと思ひます。地域活動協議会の認知度が、十何パーセントとかですかね。市民の方を対象とすると。ですので、まだまだ伸びる余地はあるのではないのかなというふうに思っ

ていますので、こういった考え方を市民の方に知っていただいて、もっと大きな課題に対して、地域の力、市民の力で解決するという方向性をめざしていくべきと思っていて、そのスタート点と思っております。地域が、今後もっと変容して行って子どもが減っていき、高齢者が増えていくというのは日本の特徴でもあります。それぐらいの時期におそらく南海トラフの巨大地震が襲ってくると、地域が弱っているところに大きな災害が襲ってくることになるので、来るべき大きなリスクに向けてもまた、これをスタートとして地域全員で備えていくべきと思っておりますので、引き続き、いろんなどころでお手伝いできればと思っております。本当にありがとうございました。

○新川会長

はいどうもありがとうございました。

じゃあ川口委員よろしくお願いします。

○川口委員

はい。2年間ありがとうございました。

私自身10代のころにNPO法人の活動を始めたので、正直、地域活動協議会の活動であるとか、そういった市民活動のいろんなプレイヤーの方と知り合う機会も特になく参加したものですから、今回議論の中で体系的に、地域社会の活性化ってどうやったらうまくいくんだろうとかということ話し合うことが出来たので私自身非常に学びになった2年間だったなと思っております。

そういう中で私は、割と熱意があるほうで、頑張っけて団体を作ってきたので、最終的にまとめあげた1から5の環境の部分自分の手で、あっちで掴み取って、こっちで掴み取ってといろいろと活用してきました。ある人に言われたのは、社会企業家の中でも恩恵を受けてきたほうだねみたいな、時代の流れの中で、いろんな支援を受けてきた、支援のデパートに入ってたんだよみたいなことを言われたことがあったんですけども、能動的にその機会を掴み取ってきたのでなんとかなったと思うんですけども、その能動的につかみ取れるプレイヤーってそこまで多くは無いと思うんですね。なので、受動的にいつの間にか、市民活動に巻き込まれている、そんなプレイヤーがきっと潜在的に多くいると思うので、そういう、いつの間にか受動的に関わるいろんな機会がこの大阪市には溢れている、そんな状況になるようにこのまとめあげた案を元に、次、体現していくそんなステージにも、何かしら私自身役に立てたらなと思っております。ということで2年間どうもありがとうございました。

○新川会長

こちらこそありがとうございました。

○永井会長代理

ありがとうございました。



○新川会長

それじゃあ、順番をお願いします。

○豊嶋委員

はい、2年間どうもありがとうございました。この提言をここまでまとめあげてくださった、部会の委員の皆さん、ほんとにご苦労があったと思います。本当にどうもお疲れ様でした。この2年間審議会に関わらせていただいて、私は大阪市民として地域の中で活動するのがほとんどで、それ以外の分野に関してはやはりなかなか接点が無いというか、でも、この審議会に関わらせていただいたおかげで、そういうところに目をむける機会になりましたし、知識を得ることが出来ましたし、非常に自分にとっても刺激のある2年間だったと思います。

とりあえず本日で退任になりますけれど、この提言内容を元に、私自身が今後活動していくうえで活用できることがあったら、自ら積極的に活用させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○新川会長

どうもありがとうございました。

○永井会長代理

ありがとうございました。

○新川会長

じゃあ、古崎委員をお願いします。

○古崎委員

はい、本当に2年間ありがとうございました。私自身この市民活動は全然専門外とっていいのかわからないですが、元々は情報の研究をしているものが、ICTの市民活動への活用というような、自分でも思ってなかった流れでこのようなどこへ参加させていただくようになりまして、大学の研究とかしている立場からしてもそれをいかに社会に還元して皆様に使っていただくとか、全く違った切り口でいろいろと勉強をさせていただけた、ありがたい機会をいただけたと思っております。実際このまとめていただいた資料を拝見しても、すごい密度が濃いものがまとまっているので、これをいかに活かしていくかというのも、いろんな立場の、あの私の場合では特定の活動というよりは割りといろんな接点から、ここにICT絡めて市民の方に発信していくというのをいろいろやりたいと思っていますので、最初をお願いとしましては、当然、今日公開されると思うんですけども、オープンデータボタンにチェックを入れていただいて、ついでにPDFだけではなく、PDF以外のエクセルやワードで作ったものをそのまま配布していただければ、余力が出来ればIT化して何か仕掛けたいと思いますのでぜひともお願い致します。

すみません。最後にお願いになってしまいましたけど、せっかくこの機会を上手く活かして、

あの、新たな活動の接点にしていきたいと思いますので、また機会がありましたらよろしくお願ひ致します。

○新川会長

ありがとうございました。ぜひオープンデータ化でよろしくお願ひしたいと思います。増田委員お願ひします。

○増田委員

増田です。本当に2年間ありがとうございました。私もこれで退任で、いろいろなことが学べた2年間だったと思います。やはり、この提言が本当に、市民の一人ひとりに届いていくような形になっていくといいなあとというふうに思っています。私のすごく思い出深いものはこの参考資料の中で取り上げていただいたマンション防災のことが載っているので、こういうふうに掲載していただいたんだなあとと思ったんですけども、実は2月に避難所運営訓練をしまして、そのときに安否確認プレートを地図に落としていくことで、3日後公助がはいったときに、最初に入ってきた方たちにそれをお示しするような訓練をしました。

そしたら、実際に、現場に入ってくる消防と警察の方から安否が、ここは大丈夫、ここは駄目ということがわかるとすごく助かるよということを言っていたので、この取組をまた、いろいろなところに広めていくようなこともしていきたいなあっていうふうに、私自身思っています。こういったことを聞いていただくことで、今度は、それこそ豊嶋委員が言われたみたいに地域の中に戻るんですけども、マンション町会の町会長を4月からすることに決めました。この2年間で、町会長やろうって決めたんです。いろんな人たちが思っても地域福祉ってできてなくて、自分の、人間の力って限界があるなって思うので、ほんとに隣同士の助け合いから、また、一に戻ってやっていきたいなあとというふうに思っています。

この提言が出来て各区で取り上げるっていうことでしたが、区政委員もさせていただくことになったので、この提言が区のほうでしっかり広がり、それで住民に届くように、来年度からは活動していきたいと思うのでまた、ご相談とかさせていただきます。

本当にありがとうございました。お世話になりました。

○新川会長

いえいえ、是非がんばっていただければと思います。素晴らしいとこです。ありがとうございました。

それじゃあ、久木委員よろしくお願ひします。

○久木委員

まず、部会の皆様本当にありがとうございました。すごいボリュームのある資料ですね。まとめさせていただいてありがとうございます。

地域活性化ということを叫ばれて、地域活動協議会ですね、立ち上げて5年になるんですけど、なかなか5年たってですね、一步も進んでない地域が半分くらいあるのが今の現状ですね。

そういう現状にあって、私ども、地域でやってる者からにしますとね、どないなってるやろなどと、そういう危機感を非常に持ってました。私、いつも、自分とこの地域は急ぎすぎや言われるんですけども、考え方は非常に早くてぼんぼんぼんと飛ばしちゃって結論を先に言うところがあるんですけど、今回の提言もですね、確かにこの提言を活かしていくとって、中でも頻繁に出てくるのは、地域で多様な団体がひとつになって協働するという事なんですけど、実はこれ一番難しいんですね。地域の中で多様な団体が協働する、ひとつには、地縁団体っていうのが、NPOとか企業とかと出来上がった経過も違います、歴史も違います、まして、目的も違うわけですね。地縁団体というのは一般的に横系の事業をやっていく。地域の防犯、安全、子どもの見守りとかですね、青色防犯パトロールのような横系の事業を、支援団体が主にやっていく。

逆に、NPOとか企業っていうのは、縦系ですよ。地域を越えていろいろな事業をやっていく。そこが修羅場の中でこの団体間で上手く話し合えるかっていうとなかなか話し合えないんですね。やっぱりそこに必要なのは、中間支援組織、それを間にはいって支援していく組織が非常に大事なんだろうということなんです。中間支援組織もいろいろあって、スキルの問題とか、現状は結構難しいものがあるのかなあとと思います。ただその中で、すごい良いなあという現実がありまして、5年あるいは10年先見たらどうなるんか、そういうポジションでやっぱり中間支援に入ってもらえる組織もある。そうすると、5年10年というのは、自分たちで自分たちがいろいろな事業を継続できるような資金、あるいは事業をもらいながら自分たちで稼いでいかなきゃいけない。市も負担かかって、いつまでも、補助金、助成金があるわけではないので、NPOとか、企業を、地域自身を法人化していく。やっぱり法人化が必要ですよっていうような、中間支援組織にあって、そういうのがひとつの願いかなと感じました。そうした課題抱えながらこれからもまたやっていくんですけど、増田委員のようにこういう機会ですごく伸びていく方もいろいろいらっしゃるとうれしいなというふうに思います。

いろいろお世話になりました。ありがとうございました。

○永井会長代理

ありがとうございました。

○新川会長

ぜひ、またがんばって、地域の協働をさらに発展させていただければと思います。よろしくお祈りします。

それじゃあ、前川委員よろしくお祈りします。

○前川委員

お疲れ様でした。途中から参加させていただいて、1年満たないくらいのレベルですけども、企業から参加させていただいて、視点を変えてみるという観点で、すごく良い勉強をさせていただいたと思っております。この提言書は、提言という言葉で留めるのではなく、地域活動を推進される方々と、より対話を深めていくという意味での対話のツールとして活用で

きるものに、みなさんの力でまとめられていますので、今まで手をこまねいてらっしゃった地域でがんばっていらっしゃってる方々の第一歩を踏み出すような後押しに使えるようになってくれば、すごく良いのではないかと思います。

本当に短い間でしたけれども、いろいろ教えていただいてありがとうございました。

#### ○新川会長

ありがとうございました。地域活動の大切な手立て、ツールにしていただければと思います。ありがとうございました。

じゃあ、堀野委員お願いします。

#### ○堀野委員

はい、2年間どうもありがとうございました。私は実はこちら参考資料の7番目の最初の提言書の委員にも入っております、そこから約13年間関わっております。提言のページ数が2倍以上になっているので、これが13年の学びの成果かなと思っております。おそらくさらに13年後には3倍くらいになるのかと予想しています。13年後もやっているかどうかわかりませんが、足掛け13年、この会議も関わらせていただいております。その間やはり大阪の地域活動や市民活動が大きく変わっています。それはいい部分にも悪い部分にも変わっている部分がありますので、ひとつ区切りをつけてまた、次のステージに進むためにこういった声を常にまとめて提言をしていくということはとても大事であると思っております。13年前に議論していたときに、こういうメンバーでこういう議論が出来るということが想像も出来ませんでした。何にもない状況の中でやっておりましたので、まったく手探りだったのが、今はいろんな情報があつたりとか、いろんなネットワークがあつたり、いろんな人材あつて資金も豊富にあるということで、ある意味では恵まれた環境になりつつあるのかなあとと思います。しかし、それに結構甘んじてるところも出てきているのかなあとと思う部分もあります。どこまで関わる必要があるのか、関わられるのかわかりませんが、出来る限り、大阪市の市民活動がさらに発展するように、いろんな形で貢献できればと思っておりますし、まとめた以上ですね、まとめたメンバーがお手本になるような、そんな活動をこれからしていければいいかなと、改めて、気を引き締めて、取り組んでいきたいなと思っております。以上です。

#### ○新川会長

ありがとうございます。本当に大阪の市民活動は伸びているところもありますし、もう一方で、以前に比べると少し停滞というふうな評価もあつたり、様々ですけれども、今回のこの提言はそれを全部底上げしようというそういう気持ちでまとめていただいたのではないかなというふうに思っています。みんなでは是非盛り立てていければというふうに思っております。ありがとうございました。

それじゃあ、中川委員からもよろしくお願いします。

#### ○中川委員

お世話になりありがとうございました。今回の提言は、住民のニーズとか様々な生活課題が、いろんなことで複雑多様化する中で、多様な主体の方に市民活動に参加していただいて、共に一緒になって地域での課題解決に取り組んでいこう、そういう思いをまとめているものと思います。私ども社協が関わってる福祉分野におきましても、支え手側と受け手側というふうに分かれるのではなくて、地域のいろんな方々に役割を持っていただいて、共に支え合いながら、自分らしく暮らし続けることが出来るようなそんな地域社会を実現するということが求められております。これまで以上に、住民の方に地域の課題を理解していただいて、地域のこれからのあり方を話し合っていたくような機会を増やしていくということが大切になってきているのではないかと思います。

前もお伝えしましたが、大阪市の福祉局の方では、今、いろんな相談機関と行政が一体となった総合支援体制とか、地域福祉活動の担い手を確保する、そういう取組を柱とする「地域福祉基本計画」というのがまもなく策定されるとお聞きしておりますし、また、私ども社会福祉協議会の方でも、それと方向性を一緒にした「地域福祉活動推進計画」を策定しているところです。

今回、この審議会を取りまとめた提言と言い方など表現は違っても、これからも住み続けたい地域社会を作っていくという意味では、いろんな住民の方とかボランティアとかNPO、企業など、いろんな多様なみなさんと、共通の思いを持って共に手を携えて、課題解決に当たっていかうと、そういう思いはすべて共通しているように思います。これからいろんな事業に取り組んでいくにあたっては、いかに連携しているかとか、協働が図られているかというのがやっぱり評価として問われるのではないかと思いますし、これがいわゆる、マルチパートナーシップというのではないかっていうふうに思っています。

指針や計画を作って、あとは、おまかせということにはなりませんので、そういった意味で、市役所、区役所、社会福祉協議会とか、もちろん地域の方いろんな関係の方に、この提言を十分理解していただいて、きちんと思いをもって目標に向かって取り組むことがやっぱり求められていると思います。社会福祉協議会としてもこれから、いろんな役割を果たしていくことになろうかと思えますけれど、どうぞ引き続きお力添えを承りますようお願い申し上げます。

#### ○新川会長

はい、どうもありがとうございました。地域福祉の考え方とこの私たちの市民活動の推進ということと、分野は少し違っているように見えるかもしれませんが、考え方だとか取組だとかというのは、基本的には同じかなというふうに感じているところになります。それぞれの分野の中で、いろんな連携協働がさらに進められると、一層、豊かな地域社会に結びついていくのではないかなと思いながらお話を聞いておりました。是非、いろんな分野の方々と、まさにマルチパートナーシップという言葉を使っていたいただきましたが、そういう姿が大阪市のいろんなところで見られるようになり、是非、市民の力が大いに発揮されるような世界になっていけばというふうに願っております。

それじゃあ、会長代理からよろしく申し上げます。

## ○永井会長代理

2年間ありがとうございました。策定の経過のところには会議の数を全部書いていただいでいて、部会も入れて15回参加させていただきました。部会の皆さん本当にお疲れ様でした。実際部会のメンバーは整理したり調査して取りまとめましたが、親会議といいますか審議会の委員の皆さんの問題意識ですとか、こうありたいとか、めざすところについての意見をいただきましたから、部会として、それをどういうふうに整理していこうかっていうことが進められたんだなと思って改めて感謝しております。そして会長には、どんどんやれというような感じで、言って頂いたので、そういう後押しをしていただけたのかなあとと思います。

事務局にも感謝したいと思います。ほんとにいろんな宿題をいただいて整理して部会もいろいろ考え方とか整理しましたが、ここの部分を整理、まとめといてということについては本当に良く頑張ってくださいましたので、それがあっての成果というか、まとめることができたのかなというふうに思っております。

これが審議会2年間を振り返っての想いなんですけども、提言が使われるものになっていかないといけないなという想いを強くして作ってましたので、提言を読む会とか、勉強会とか、お互い依頼されなくても、関わった一委員として、やっていけたらいいかなと思います。例えば、川口委員だったら、NPOのみんなを呼んでやってみようかとか、地域の方や地域活動協議会に対してだったら、久木委員、あるいは増田委員、豊嶋委員ですね、生田委員の大学のお立場でもそうですし、NPO関係だったら堀野委員もそうですし、中川委員の社会福祉協議会のメンバーだって知ってほしいと思うので、またそういうことを連携しながら広めていけたらいいと思います。そういった部分で、前川委員もおっしゃっていましたが、対話ってきっと大事であるでしょうし、やっぱり提言が使われて成功例を増やしていくということが大事かなと思うんです。地域はどんどん変わって進化、進展していきますから、この提言が寄り添う形であればいいし、考え方はそうなんだけど、現場はそうはいかないよということの対話の結果、そういうことも掴めるかもしれないので、もしそういうことがわかれば、次の提言をまとめられるタイミングで、そういった声を届けていくことで、より地域に寄り添った必要とされる提言に育っていただけるのかなあというふうに思っております。なので、これをちゃんと浸透というところに自分の立場をフルに活かして、審議会の委員を離れても、やっていけたらいいなというふうに思っております。以上です。

## ○新川会長

どうもありがとうございました。各委員からご感想やあるいは今後に向けてのご提言、この提言の位置づけ、それぞれの思いをいただきました。本当にありがとうございました。

私自身、皆様方のお話を聞いて、改めて、本当に大変な作業を、部会の皆様方、そして、審議会の皆様方にやっていただき、また、それをずっと支えてくださいました事務局の皆様方、そして、ヒアリングをはじめとしていろんな機会に、ご協力をいただいた多くの市民の方々に改めて、感謝を申し上げたい、そういう気持ちでいっぱいです。

私どもの役割というのは一旦ここで終わりますけれど、それは提言というまとめの役割が終わるということだけでありまして、この提言の中に、私たちはこれを作ってきた責任とまでは言

いませんが、少なくともこれに関わった者としてのこれからのあり方というのを、一人ひとりしっかりと心の中に、あるいは頭の出来れば真ん中あたりに置きながら、これから、いろんな場面でそれぞれのご活動を進めていただくの中で、きっとこの提言というのも生きていくのではないかとそんなふうにも思いながら今日お話しを聞いておりました。

そろそろ、この審議会も閉じなければならない時間になりましたけれども、各委員、いろんな思いをお持ちで、まだまだ話し足りないということもたくさんあるかと思えます。

今言っかないと気がすまないということがおありの方がいらっしゃいますでしょうか。いいでしょうか。

また、別にこれで人生終わりでも何でもありませんのでいつでも声をかけていただければみんな集まると思えます。いつでも声をかけていただければと思えます。ただ、本市の市民活動推進審議会としては、今期につきまして、これで閉じさせていただきます。

皆様方のおかげで本当に良い次に向けてのステップを踏み出す、その準備をさせていただくことができたのではないかというふうに思っております。そうした作業にここまでご尽力いただいたことに、改めて感謝申し上げます、本日の審議会を閉じさせていただきます。

以上、本日予定をしておりました事項は、終了とさせていただきます、以後、進行は事務局の方にお返しをさせていただきます。

#### ○岩永課長代理

新川会長、委員の皆様方本当にありがとうございました。頂戴しました提言は本日公表して参ることを予定しております。先ほど、古崎委員のほうからご意見いただきましたオープンデータ化の件ですけれども、本日の段階では準備が出来ていない状態となっております。後日調整してまいりますので、ご容赦くださいますようお願い致します。

それでは、資料につきましては机の上に置いてお帰りいただければと思えます。

改めまして委員の皆様方におかれましては任期の2年間に渡ってご審議をいただき、誠にありがとうございました。

閉会 午後4時15分